

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を別紙のと  
おり公表する。

令和8年4月24日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 枇杷木 正伸

# 定期監査報告書

## 第1 監査の対象及び監査の期間

財務に関する事務の執行について、次の監査対象部局等に対して、次の表のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監査の対象部局等	対象期間	監査期間
選挙管理委員会事務局	令和7年度 令和7年4月1日から 令和7年11月30日まで	令和7年12月16日から 令和8年3月30日まで

## 第2 監査の方法

監査は、廿日市市監査委員条例（昭和39年条例第4号）、廿日市市監査基準（令和2年3月27日監査委員決定）及び実施要領（平成31年3月29日公表）により実施した。

実施に当たっては、監査の対象における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令及び予算に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて留意し、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、補助職員による補助監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料等を基に、関係資料を抽出により検査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

## 第3 監査等の実施場所

執行機関の各執務室、廿日市市役所会議室

## 第4 監査の結果

事務・事業執行については、「第2 監査の方法」のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていた。なお、次のとおり一部に指摘事項等が認められた。

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、業務の執行等において改善を求めるものを「改善を求める事項」として、また、業務の執行等において今後検討を要請するものは「検討要請事項」として区分している。

また、公表までに至らなかった軽易な事項については、監査の過程において口頭及び文書で改善指導を行った。

## 1 備品の適正な管理について

### 【改善を求める事項】

本庁倉庫に保管されている備品について監査を実施したところ、倉庫内への立入りが困難なほど整理が不十分であったため、現状確認に支障をきたした。

備品は市の財産である。廿日市市物品管理規則では、物品は良好な状態で保管し、毎年度1回以上その保管状況の調査を行い、備品には備品整理票（備品シール）を標示しなければならないとされている。

しかしながら現状は、新規購入備品へ備品整理票の標示は徹底されておらず、また、倉庫内は帳簿と現物の定期的な照合さえも実施困難な状態であった。

については、保管場所を整理・整頓し、購入後の速やかな備品整理票の貼付、定期的な点検及び照合を実施し、備品の適正な管理を図られたい。